保護者の皆様へご案内

平成２３年度

# 日本脳炎の予防接種を受けましょう。

**今年度は、通常の３歳・４歳のお子様に加えて、小学３年生・小学４年生のお子様にも、日本脳炎の予防接種のご案内を行っています。**

**小学３年生・小学４年生のお子様がいらっしゃる保護者の方は、母子健康手帳を確認し、日本脳炎の１期接種が不足している場合は接種を受けましょう。**

○　日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに、**平成１７年度から平成２１年度まで、日本脳炎の予防接種のご案内を行いませんでした。**

○　その後、新たなワクチンが開発され、**現在は日本脳炎の予防接種を通常通り受けられるようになっています。**

○　平成７～１８年度に生まれた方は、日本脳炎の予防接種が不十分になっていることがあります。特に**平成１３～１８年度生まれ（「年中」相当～小学４年生）のお子様は、１期接種が終わっていないことがあります。**

○　これらのお子様には、平成２３年度から順次接種のご案内を行います。**平成２３年度は小学３年生・４年生のお子様にご案内を行い、それ以下の年齢のお子様には、平成２４年度以降にご案内を行います。**

※　小学３年生・小学４年生のお子様へのご案内の方法などは市町村ごとに異なっていますので、不明の場合は市町村にご確認ください。

※　ご案内の対象となっていない場合でも、平成７年６月１日～平成１９年４月１日生まれで、１期・２期の接種が終わっていないお子様は、２０歳未満までの間、接種を受けることができますので、希望する方は市町村にお問い合わせください。

予防接種を受ける方法や、受けられる医療機関など、
詳しい情報は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

厚生労働省

医療機関の皆様へご案内

平成２３年５月２０日から

# 平成１７～２１年度の間に日本脳炎の予防接種の機会を逃した方々の接種時期が緩和されました。

日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに、平成１７年度から平成２１年度まで、日本脳炎の予防接種のご案内を行いませんでした。その後、新たなワクチンが開発され、現在は日本脳炎の予防接種を通常通り受けられるようになっています。この間に、接種の機会を逃した方々への接種の機会の確保を進めています。

## ○　平成７（1995）年６月１日～平成１９（2007）年４月１日生まれの方に、６カ月以上２０歳未満の間、定期予防接種ができるようになりました。

※　これまで定期接種ができなかった、７歳半～９歳未満、１３歳以上２０歳未満でも接種できるようになりました。

※　市町村からの接種のご案内・広報は、下記の通り、今年度から、年齢ごとに、順次行ってまいります。

◆　１期接種を一度も接種していない場合は、通常の実施方法に沿って接種を行ってください。

※　１期初回接種は６～２８日の間隔をおき２回、１期追加接種はその後おおむね１年の間隔をおいてください。

◆　１期初回接種・１期追加接種が不十分な場合は、６日以上の間隔をおいて、残りの回数の接種を行ってください。

◆　２期接種は、１期接種を終えた９歳以上の方に行ってください。

### 平成２３年度に、市町村から接種のご案内・広報を行う対象者

平成23年度は、原則として以下の方に市町村から接種の案内を行います。

**○通常の対象者**

**３歳：　１期初回接種　　４歳：　１期追加接種**

**○小学３年生・小学４年生（平成１３年４月２日～平成１５年４月１日生まれ）：**
**１期接種の機会を逃した場合、１期接種の残りの回数**

※１期接種の機会を逃したこれ以外の方（平成１５～１８年度生まれ）への１期接種は、ワクチンの供給量も踏まえつつ、次年度以降にご案内する予定ですが、希望がある場合は定期予防接種を行うことができます。

※２期接種の機会を逃した方（平成７年６月～平成１２年度生まれ）へのご案内については未定ですが、希望がある場合は9歳以上であれば、定期予防接種を行うことができます。

**ご不明の点がありましたら、市町村にお問い合わせください。**
厚生労働省ホームページ「日本脳炎の予防接種についてのご案内」でもご案内しています。
**http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou20/annai.html**

厚生労働省